

毎週火、金曜日発行(但休日に当ると  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

# 鳥取県公報

目次  
◇告示 麦作対策に係る麦及び転換作物生産改善対策  
事業補助金交付要綱

## 告 示

鳥取県告示第六百六十一号

麦作対策に係る麦及び転換作物生産改善対策事業補助  
金交付要綱を次のように定める。

昭和三十六年十一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

麦作対策に係る麦及び転換作物生産改善対  
策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 県は、麦作対策に係る麦及び転換作物生産改善

対策事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内  
において、市町村に補助金を交付するものとし、その交  
付に關しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二  
年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。)  
に定めるもののほか、この要綱の定めるところによ  
る。

(補助率)

第二条 前条に規定する事業及び経費並びにこれに対す  
る補助率は、別表のとおりとする。

(申請書作成の要領)

第三条 規則第五条の規定による補助金交付申請書は、  
別表の事業欄に掲げる事業ごとに作成し、正副三部を  
提出するものとする。

2 前項の申請書に添付する事業計画書及び收支予算書  
は、それぞれ様式第一号及び様式第二号のとおりとす  
る。

(申請事項の変更)

第四条 市町村が規則第十一条第一項の規定に基づき事

業の内容、経費の配分その他申請に係る事項を変更し、又は当該事業等を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、次の事項を記載した承認申請書を提出しなければならない。

- 一 申請事項を変更する場合
  - イ 変更の内容
  - ロ 変更の理由
- 二 事業の中止又は廃止の場合
  - イ 事業を中止し、又は廃止しなければならないつた経過
  - ロ 事業を中止し、又は廃止しなければならない理由

2 規則第十一条第一項に規定する軽微な変更は、別表に掲げる変更とする。

(事業遂行の困難等の報告)

第五条 規則第十七条第二項の規定による事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となつた場合における市町村の報告は、次の事項を詳細に記

載した報告書でなければならない。

- 一 事業の遂行状況
- 二 事業が予定の期間内に完了するに至らず、又は事業の遂行が困難となるに至つた経過およびその理由
- 三 今後とるべき措置に関する意見

(実績報告)

第六条 規則第十八条の規定による実績報告書は、様式第三号のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和三十六年度分の補助金から適用する。
- 2 表作改善対策事業補助金交付要綱(昭和三十五年九月鳥取県告示第四百六十三号)は、廃止する。

別表

事業	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
麦生産改善推進部落設置事業	市町村が麦の生産改善又は大麦及びはだか麦から小麦への作付の転換を促進するための麦生産改善推進部落に供用する機械器具を購入するのに要する経費又は当該部落における麦生産改善対策事業の実施に要する経費	麦生産改善推進部落の設置に要する経費の二分の一以内	次に掲げる変更以外の変更 更経費の欄に掲げる経費のうち事務費及び機械器具購入費の相互間におけるその一の経費の二〇パーセントに相当する額をこえる流用。	次に掲げる変更以外の変更 一 麦生産改善推進部落の設置箇所の変更 二 麦生産改善推進部落における麦の栽培法の変更 三 麦生産改善推進部落に導入する機械の種類又は数量の変更
なたね生産改善推進部落設置事業	市町村が、大麦及びはだか麦からなたねへの作付の転換にとりもなりなたね生産改善対策事業を実施するためのなたね生産改善推進部落を設置するのに要する経費	なたね生産改善推進部落の設置に要する経費の二分の一以内		次に掲げる変更以外の変更 一 なたね生産改善推進部落の設置箇所の変更 二 なたね生産改善推進部落における栽培法の変更 三 なたね生産改善推進部落に導入する機械の種類又は数量の変更





比較増減 (三五〇三六)	なたね 上のうち、大はだか 麦からの転換面積	作付 三十七年産 (計画)	面積 比較増減 (三六〇三七)	面積 上のうち、大はだか 麦からの転換面積	大はだか麦からなたねへの転換 計画面積 (三十八〜三十九年産)
( )	( )	( )	( )	( )	( )

(注) 1 「地域の特徴」は、なたね生産上の特徴を略記すること。

2 「なたね作付面積」又は「大はだか麦からなたねへの転換面積」は、それぞれなたね推進部落におけるそれを記載し、( )内は指定地域のそれを記載すること。

田 なたね生産改善推進部、落別生産改善対策事業実施計画

なたね推進 部落名	栽培 法	施設の 利用 状況			総事業 経費	同上中 県の 補助 額	備 考
		機械の 種類	台 数	事業 実施 農家 数			

(注) 1 「栽培法」は、「多株穴まき」等と記載すること。

2 「機械の種類」は、「動力耕うん施肥は種機」、「脱粒選別機」等と記載のこと。

三 経費の配分

区 分	事業 経費	補助 金額	備 考
なたね生産改善施設費	円	円	
機械器具購入費			支出科目 (款) (項) (目)
計			

四 事業完了予定年月日(又は事業完了年月日)

様式第二号

(イ) 昭和 年度麦生産改善推進部落設置事業予算書

一 収入の部

区	分	本年予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減 (△は増、△は減)	備考
県補助金					
市(町村)費					
合計					

二 支出の部

区	分	本年予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減 (△は増、△は減)	備考
麦生産改善推進部落設置事業費					
事務費					
機械器具購入費					
合計					

(注) 備考欄には、算出内訳を略記すること。

(ロ) 昭和 年度なたね生産改善推進部落設置事業予算書

一 収入の部

区	分	本年予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減 (△は増、△は減)	備考
県補助金					
市(町村)費					
合計					

二 支出の部

区	分	本年予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減 (△は増、△は減)	備考
なたね生産改善施設費					
機械器具購入費					
合計					

(注) 備考欄には、算出内訳を略記すること。

01023

様式第三号

文書番号

昭和 年 月 日

市町村長 氏

名 ④

鳥取県知事

殿

昭和 年度

実績報告書

昭和 年 月 日付 第 号

による交付決定通知に基づき次のとおり標記事業を実施したので、

鳥取県補助金等交付規則第十八条の規定により報告する。

記

添付書類

一 事業実績書

二 収支精算書

(注) この様式は、それぞれ様式第一号及び様式第二号に準ずるものとする。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
[定価 一部月極二〇円(送料共)] 印刷所 県